

海上災害対策計画 新旧対照表

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>北神急行電鉄(株)</u></p> <p>第7 (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>[削 除]</u></p> <p>第7 (略)</p>
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 瀬戸内海側 (大阪湾・播磨灘海域)</p> <p>(1) 概況</p> <p>当海域の陸岸には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油をはじめとする多くの石油類が取り扱われている。 また、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。 <u>更に、関西国際空港へはアクセス船等が就航している。</u></p> <p>これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ、多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難 <u>(一般に航海に関する危険で、船舶が自力のみでは克服できない程度の危険等、航海に関する危険あるいは海上危険のうち、行政官庁に報告する必要があるものをいう。)</u> が発生する蓋然性が高い海域となっている。</p> <p>(2) 油保管施設の現状</p> <p>当海域の陸岸には、容量500キロリットル以上の油保管施設が87施設あり、<u>これらの油保管施設を有する事業所は、合計71事業所である。</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 瀬戸内海側 (大阪湾・播磨灘海域)</p> <p>(1) 概況</p> <p>当海域は、<u>紀伊水道、大阪湾及び播磨灘からなり、淡路島が中央に位置し、明石海峡、鳴門海峡及び友ヶ島水道で結ばれている。</u></p> <p><u>沿岸部には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油等をはじめとする多くの石油・化学類が取り扱われており、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。</u></p> <p><u>また、これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ、多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難が発生する蓋然性が高い海域となっている。</u></p> <p>(2) 油等保管施設の現状</p> <p>当海域の沿岸部には、容量500キロリットル以上の油等保管施設で、<u>油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設が64施設 (うち兵庫県 28施設)、有</u></p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案														
<p>兵庫県には、容量 500 キロリットル以上の油保管施設が 38 施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は合計 34 事業所である。</p> <p>また、神戸、東播磨、姫路臨海の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況</p> <p>当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設は、合計 156 施設ある。</p> <p>そのうち、兵庫県内には尼崎西宮芦屋港に 7、神戸港に 9、東播磨港に 10、姫路港に 29 施設、合計 55 施設ある。</p> <p>(4) 海難の発生状況</p> <p>当海域における最近 3 箇年の要救助海難発生隻数は、年間平均約 177 件である。</p> <p>海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約 42%を占めている。船種別では次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="203 970 913 1075"> <thead> <tr> <th colspan="4">一 般 船 舶</th> <th rowspan="2">漁 船</th> </tr> <tr> <th>旅客船</th> <th>貨物船</th> <th>タンカー</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>4%</td> <td>68%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(大阪湾・播磨灘排出油防除計画<H20>より)</p> <p>(5) 海洋汚染の発生状況</p> <p>当海域における近年の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。</p> <p>また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約 42%を占め、次いで海難によるもの、原因不明、破損によるものの順となっている。</p>	一 般 船 舶				漁 船	旅客船	貨物船	タンカー	その他	1%	12%	4%	68%	15%	<p>害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 67 施設(うち兵庫県 30 施設)ある。</p> <p>また、兵庫県では、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況</p> <p>当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は、121 施設、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 116 施設あり、そのうち、兵庫県内には油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 32 施設(阪神港尼崎西宮芦屋区 2、阪神港神戸区 7、東播磨港 7、姫路港 10、その他 6)、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は 41 施設(阪神港尼崎西宮芦屋区 5、阪神港神戸区 12、東播磨港 12、姫路港 12)が所在する。</p> <p>(4) 海難の発生状況</p> <p>当海域における最近 3 年間(平成 28 年～30 年)の要救助海難発生隻数は、年間平均約 168 件である。</p> <p>海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約 34%を占めている。また船種別にみると遊漁船等その他船舶が全体の約 80%を占めており、次いで漁船、貨物船、タンカーの順となっている。</p> <p>(大阪湾・播磨灘排出油防除計画<R3>より)</p> <p>(5) 海洋汚染の発生状況</p> <p>当海域における最近 3 年間(平成 28 年～30 年)の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。</p> <p>また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約 31%を占め、その他タンク破損によるもの、故意排出等によるもの、海難によるもの</p>
一 般 船 舶				漁 船											
旅客船	貨物船	タンカー	その他												
1%	12%	4%	68%	15%											

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(6) 海域の周辺環境</p> <p>当海域は、<u>兵庫県、和歌山県及び徳島県沿岸各所</u>が瀬戸内海国立公園として指定されている。</p> <p><u>また、兵庫県の須磨浦海浜公園</u>のほか海水浴場が点在している。</p> <p>大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。</p> <p>大阪湾、播磨灘の陸岸はわが国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>の順となっている。</p> <p>(6) 海域の周辺環境</p> <p>当海域は、瀬戸内海国立公園として指定されているとともに、<u>和歌山県及び徳島県沿岸各所</u>が<u>県立自然公園</u>として指定されており、<u>兵庫県の須磨浦海浜公園</u>のほか海水浴場が点在している。</p> <p>大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。</p> <p>大阪湾、播磨灘の陸岸はわが国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。</p> <p>2 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保 第1 (略) 第2 内容 1 海上交通の安全のための情報の充実 (1) 神戸地方気象台は、船舶などの海上交通の安全に資するため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波等の状況を観測し、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・的確に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。 また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うとともに、<u>港湾気象官により、入港している船舶を対象に気象測器の点検及び気象に関する技術指導を行うこととする。</u> (2) (略) 2～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保 第1 (略) 第2 内容 1 海上交通の安全のための情報の充実 (1) 神戸地方気象台は、船舶などの海上交通の安全に資するため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波等の状況を観測し、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・的確に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。 また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うこととする。 (2) (略) 2～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(5) (略) (6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 感染症の拡大が懸念される状況下では、<u>感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u> 2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(5) (略) (6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 感染症の拡大が懸念される状況下では、<u>県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。</u> 2 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関との連携 第2款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 海上保安本部長が行う場合 (1) (略) (2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="474 699 1075 842" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[海上自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～8 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関との連携 第2款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 海上保安本部長が行う場合 (1) (略) (2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="1473 699 2074 842" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[航空自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～8 (略)</p>